

「なかつ支え合い商品券」取扱参加店注意事項

1. 商品券の金額と同額の商品、サービスを提供してください。ただし、商品券表示金額以下の場合、つり銭は出しません。現金との引き換えは禁止します。
2. 消費者使用の商品券の取扱参加店間の使い回しは禁止します。
3. 取扱参加店にて発生した事故（盗難・紛失・著しい劣化）は、その取扱参加店の責とします。また、状態によっては換金できない場合もあります。
4. 換金手数料は無料とします。換金方法は、現金渡しのみとなります。
5. 換金申請締切は**令和2年10月23日(金)15時**です。**それ以後の換金申請はいかなる場合も受付できませんのでご注意ください。**
6. お客様の参加店での使用期限は、**令和2年8月31日(月)**までです。
7. 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合等は登録出来ません。

商品券の換金について

使用済商品券を添えて中津市職員互助会売店へご持参下さい。なお、持参の際、商品券は必ず切り離してください。

換金期間 令和2年6月11日(木)～令和2年10月23日(金)午後3時

換金方法 使用済商品券と引き換えに現金をお渡しします。

(毎週月曜日締⇒木曜日支払 火曜日締⇒金曜日支払)

※休日の場合は翌営業日

注意事項 受取りの際は、捺印または署名をお願いいたします。

使用済商品券裏面に取扱い店舗の記入をお願いいたします。(ゴム印可)

互助会売店にお知らせいただいた換金額と使用済み商品券の枚数が異なる場合、換金出来ません。

- 登録内容の変更等がございましたら、速やかに担当までご連絡願います。
- 商品券を受け取る際は、見本券を参照し間違いがないか確認してください。
- 上記の制約に違反すると認められた場合、登録を解除する場合があります。
- 事前連絡なしに当日の換金はできません。

○換金場所等

事業者	申込み日	換金日	換金場所
参加事業者共通	換金を希望する週の月曜日	申込み同一週の木曜日	中津市役所4階 総務課前カウンター
	換金を希望する週の火曜日	申込み同一週の金曜日	中津市役所4階 総務課前カウンター
旧下毛地区に事業所を構え、かつ、支所で換金を希望する事業者	換金を希望する週の火曜日	申込み同一週の金曜日	支所の総務・住民課

○手 数 料 無 料

■問合せ先

＜商品券および事業者登録申込みに関すること＞

「なかつ支え合い商品券」事務局（中津市役所 4階 地域振興・広聴課内）

TEL：0979-22-1111（内線770）

FAX：0979-24-7522

E-mail：tiikishinko@city.nakatsu.lg.jp

＜商品券の換金に関すること＞

中津市役所地下 互助会売店 TEL：0979-23-6357